2025 年 11 月 10 日
JICA ニカラグア事務所

JICA 海外協力隊
赴任前留意事項
（長期隊員用）

ニカラグア共和国

※本資料に記載の情報は、作成日現在のものであり、その後状況が変化している場合があります。記載内容については正確を期していますが、万が一誤りがあった場合には JICA は責任を負いかねますのでご了承ください。

※本資料は JICA 海外協力隊を対象としたものであり、その他の方には該当しない情報も含まれている可能性があります。

はじめに

現在に至るまでは、決して平坦な道のりではなかったと思います。JICA 海外協力隊への応募を決断し、ご自身の努力や辛抱はもちろんのこと、ご家族をはじめ周囲の方々の理解や協力を得て現在に至っていることと思います。

これから始まるニカラグアでの生活は、喜びや悲しみ、様々な苦労や困難、時には衝突もあり、日本の生活とは違った貴重な時間を過ごすことになります。しかし、ニカラグアでの時間は限られています。その時間をどのように過ごすかは皆さんご自身の判断によるところが大きいですが、応募を決意した時、ニカラグアへの派遣が決定した時、その時々の初心を忘れることなく、ぜひ前向きにそして積極的に任地の人々のため、ニカラグアのために皆さんの持つ力を存分に発揮していただきたいと思います。

本紙がすべてではありませんが、必要最小限の事項を網羅していますので、熟読の上、赴任に向けて適宜準備を進めていただきますようお願いいたします。

皆さんが元気にニカラグアに着任されるのを、JICA ニカラグア事務所スタッフ一同、心よりお待ちしております。

JICA ニカラグア事務所

目次

１．　赴任時の携行荷物について

２．　別送荷物について
（１）アナカン・郵送等の利用について
（２）郵便物あて先
（３）通関情報について

３．　通信状況について
（１）パソコンの普及状況
（２）携帯電話の普及状況

４．　現金の持ち込み等について
（１）現金持込にかかる注意
（２）両替状況
（３）赴任時に用意することが望ましい金額について

５．　治安状況について（JICA の安全対策については、隊員ハンドブックを参照）
（１）治安状況について
（２）治安対策

６．　交通事情について

７．　医療事情について
（１）健康
（２）医療機関
（３）携行することが望ましい医薬品
（４）現地で調達できる医薬品
（５）黄熱病予防接種証明書
（６）予防接種
（７）アナフィラキシー補助治療剤（自己注射薬）の持参について

８．　蚊帳について

９．　任国での運転について

１０．お問合わせ

１１．その他
（１）　衣料全般
（２）　食料品
（３）　家電
（４）　住居
（５）　入国時の留意事項

１．　赴任時の携行荷物について

※隊員ハンドブック 3-5 出発時の注意事項を必ず確認の上、ハンドブックに記載されている「手荷物として持参するもの」に加えて、以下を持参ください。隊員ハンドブックは赴任前までに必ず熟読しておいてください。

- **スーツ（男性はネクタイ）、革靴等**
  着任後、日本大使館、配属省庁への表敬訪問を行います
- **隊員ハンドブック等の資料**
  共済会新総合ハンドブック、予防接種記録等、本邦で配布された資料
- **JICA 海外協力隊派遣に関する合意書**
  赴任前までに熟読しておく
- **隊員番号等、書類記入時に必要な情報**
  本籍地の住所、留守家族連絡先、住民票を抜いた期日
- **十分な米ドル現金**
  目安額は「４．現金の持ち込み等について」参照
- **スペイン語学習資料**
  辞書、文法参考書等

２．　別送荷物について

（１）航空別送品（アナカン）・郵送等の利用について

アナカンは現在ほとんど利用されていません。荷物到着後免税手続きや引出しに２ヶ月近く費やす上、US$100 程度の手数料がかかります。アナカン業者等の詳細については日本で問い合わせてください。

日本から荷物等を郵送する場合は、追跡調査が可能な日本郵便※の EMS 等をお勧めします。受取までに航空便で 3～6 週間、船便で 2～3 ヵ月程度かかりますが、時期（年末年始や聖週間前後）によってさらに時間がかかるため、着任してすぐに必要となるものは携行してください（過去に、船便で 10 ヶ月かかったこともあります）。

郵送する場合は、JICA ニカラグア事務所私書箱付で送付してください。引き取り手続きは JICA ニカラグア事務所が代行して行いますが、免税手続きは行えません。また引出し手数料は自己負担（US$1～15 程度）となります。

DHL や FEDEX など国際宅配サービス利用の場合、現地での引出し手数料、保管料や関税で US$100 以上かかったケースもあります。輸送制限品は、随時変更されるため、次の HP 等で確認してください。

参考：海外への荷物の送り方 初心者ガイド | 日本郵便株式会社 (japanpost.jp)
https://www.post.japanpost.jp/int/howto/index.html

※2025 年 11 月現在、日本郵便はニカラグア宛 EMS(国際スピード郵便)を停止しています。

（２）郵便物あて先

受取人欄に派遣隊次と受取人氏名をローマ字で明記の上、送付先は JICA ニカラグア事務所私書箱宛にしてください。

過去に別送荷物を配属先のある赴任地の郵便局宛に送付し、不慣れな任地の郵便局が適切に対応できず、引き出しに大変な時間、労力を要したことがあります。別送品は、必ず JICA ニカラグア事務所宛に送付してください。日本のご家族、ご友人から郵便送付してもらう場合も、以下記入例にそって送付するよう伝えてください。

宛先の書き方：

例）2026 年度 1 次隊　国際太郎さん宛
Sr. Taro KOKUSAI (2026-1)
JICA Nicaragua Office
Centro Financiero Invercasa Torre III, 5to piso, Modulo No. 5-E2
P.O.BOX 509, MANAGUA, NICARAGUA

参考：日本郵便ホームページ
http://www.post.japanpost.jp/cgi-kokusai/country.php?cid=144

（３）通関情報について

コンピューターや高額な電化製品等（CD や DVD なども）は、郵便あるいは DHL や OCS 等の国際宅配便で送付した場合、通関の際に複雑な手続きや時間、高額な税金が課せられることがあります。必要な物は着任時に携行することをお勧めします。なお、ドローンや双眼鏡は輸入禁止物品とされており、税関にて没収されます。

３．　通信状況について

（１）パソコンの普及状況

パソコンの普及率は高く、ほとんどの配属先ではパソコンを利用しており、また電器店等で販売されています。Windows 系、Mac 系ともに購入可能ですが、日本語のソフトは当国では販売していません。故障した場合ハードの修理は現地では対応が困難です。なお、パソコンは隊員報告書や各種資料の作成、提出物の送受信のため必要となるためご持参ください。

インターネットは全国的に普及しており、電話会社を通じて契約できます。プランにもよりますが、1 か月 US$30～50 程度です。またレストランやホテル、商業施設では無料 WIFI を提供する施設が増えています。

（２）携帯電話の普及状況

携帯電話（スマートフォン）の普及率は高く、現在は 2 社の携帯電話会社が存在し、ほぼ全土にわたり民家があるところでは携帯電話による通信が可能です（一部の地域（山間部や地方の道路）で、電波が届かない場所も多々あります）。

JICA ニカラグア事務所では、緊急連絡手段としてスマートフォンを使用いたします。本邦より SIM フリータイプのスマートフォンをご持参下さい。なお、貸与も可能ですが、メモリの容量等最小限のものとなります。

４．　現金の持ち込み等について

（１）現金持込にかかる注意

合計１万ドル以上の現金・トラベラーズチェックを持ち込む際は、入国審査の際に申告が必要です。

着任後の銀行口座開設と現地生活費の入金まで 1 カ月半程度要しますので、日本からは、必ず十分な額（後述の（３）参照）の米ドルをご持参ください（日本円からの両替はできません）。その際、US$20 より少額の紙幣をご持参いただくことをお勧めします（US$50、US$100 紙幣は、銀行以外では、一流ホテルや高級レストランなどの一部でしか受け取らないため）。

着任後、現地にて銀行口座（米ドル口座とコルドバ（現地通貨）口座）を開設します（開設まで 1 か月から 1 か月半程度を要する）。銀行口座が開設されたら、最初の

四半期分（赴任月によって異なる）の現地生活費を開設した各自の口座へ入金します。持ち込んだ現金も預入可能です（US$100 紙幣の預入も可能）。（尚、次回四半期分からは本部からの海外送金となるため、銀行手数料が差し引かれた額が口座に振り込まれ、また着金手数料も差し引かれますが、現地生活費は本手数料分を含んだ金額となっています。）

（２）両替状況

円からコルドバ（現地通貨）への両替はできません。通常、米ドルからコルドバに換金することになります。首都では米ドルを使える場所も多数あります。

T/C（トラベラーズチェック）は当国での流通性が低く、換金する場合には 10%程度の手数料がかかり、銀行によっては受け付けないところもありますのでお勧めしません。

日本/外国の銀行のキャッシュカードで PLUS が付帯されているもの、もしくは、クレジットカード（キャッシング可能なもの）を使って当国銀行 ATM にてコルドバ現金を引き出すことができます。VISA や MASTER、AMERICAN EXPRESS 等が使用可能です。

通常のクレジット機能の利用は VISA や MASTER が主流であり、首都のホテルなど施設により利用可能な一方、JCB は使えない施設が多数あります。スキミングの被害も報告されています。

（３）赴任時に用意することが望ましい金額について

4 週間の現地語学訓練終了後（銀行口座開設後）、四半期分の現地生活費を支給します。現地語学訓練免除の場合も、支給のタイミングは同じです。また、住居費については、住居契約後、申請書類（「契約書（写）」「領収書（原本）」等）の提出をもって、四半期ごとに支給しますが、契約時に支払いが必要となる初回月及び保証金分は、一旦ご本人が立て替えることになりますので、赴任時にご持参ください。

以下の金額はあくまで当面の生活に必要と考えられる金額の参考例です。

参考例：

＜長期隊員＞
当面の生活費：US$850 程度（現地生活費支給額 US$855/月を参考に積算）
住居費：US$700～1,200 程度（初回月+保証金）
※住居に関しては「１１．その他」（４）に記載
予備費：必要に応じて持参　≒合計 US$1,550～2,050 程度＋予備費を要持参

５．　治安状況について（JICA の安全対策については、隊員ハンドブックを参照）

（１）治安状況について

ニカラグアは、中米・カリブ地域の中でも最貧国グループとされながらも、治安面に関しては他国と比較して安全な国といわれてきました。しかし 2018 年 4 月、現政府による社会保険制度改正に係る大統領令公布をきっかけに、民間団体や大学生による抗議デモが発生し、その後、現大統領の退陣要求を伴う形で政府派・反政府派の対立が激化し、JICA 関係者が避難一時帰国するという事態が発生しました。同年 9 月には国外退避措置は解除されましたが、政府側と反政府型の対立構造は未だ解消されておらず、引き続き政治的なデモ活動や情勢不安に起因する一般犯罪の増加には注意が必要です。

ニカラグアで起きる犯罪の約 4 割が首都マナグア市で発生しています。2018 年 4 月以降、一般犯罪は増加傾向にあります。特に銃器を使用した犯罪やバイク強盗、ショッピングモールやガソリンスタンドの駐車場内での車上荒らしが増加しています。JICA 関係者の犯罪被害ではこれまで、すり、ひったくり、置き引き、バス車内での強盗、路上での恐喝強盗などが多く、タクシー内強盗もマナグア市で頻発しています。しかし、こうした犯罪被害の中には、本人の不注意によるものが 9 割程度あります。安全は周りから与えられるものではなく、自分で守るものであることを強く意識してください。

尚、安全対策措置として、22:00 から 6:00 までの不要不急の外出は禁止しています。また、マナグア市内の徒歩による外出は禁止しています。但しニカラグア長期滞在者（JICA 海外協力隊含む）については、 JICA 事務所周辺および自宅を起点とした徒歩移動可能区域の範囲内に限り、6:00～18:00 の時間帯のみ、徒歩移動可としています（但し危険地域への立ち入りは禁止）。

（２）治安対策

JICA ニカラグア事務所では、関係者の安全確保のため、治安情報関連の収集と提供、緊急連絡網整備、防犯機器の貸し出し等を行っています。日常生活においては、過剰に神経質になる必要はありませんが、自分の身は自分で守るということを意識し、日本とは異なる環境の中、危険と隣り合わせで生活しなければならないことを自覚し、安全対策意識を常に高く持って行動することが重要です。

参考：外務省海外安全ホームページ　http://www.anzen.mofa.go.jp/
在ニカラグア日本国大使館ホームページ
https://www.ni.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

６．　交通事情について

当国では近年、モータリゼーション化が進み、通勤・通学のためなどに利用するバス・タクシーをはじめ、個人所有の車輌やバイクが増えています。一方、道路整備・交通ルール・運転技術（マナー）・車両整備等が徹底されておらず、交通事故が日々各所で起きています。交通事故による死亡者も増加しており、人口 10 万人当たりの死者数は 14.5 人（2023 年）と日本の約 7 倍であり、私たちも交通事故に巻き込まれるリスクをはらんでいます。

日本では歩行者が優先ですが、当国では車両が優先であったり、大通りを馬車が走っていたりします。このように日本とニカラグアでは交通ルールやマナーが大きく異なることを十分理解してください。

当国内には航空路線もありますが、各都市間の移動は陸路（バス）が一般的です。また各都市内では市内バスやタクシー、3 輪タクシー等が運行しています。

JICA ニカラグア事務所は、交通事故や犯罪被害防止のため、以下の点についてルールを定めています。

・　マナグア市内のバス及びタクシー利用について

マナグア市内のバス及び乗り合いタクシー（流しタクシー）を利用した犯罪が非常に多いことから、両交通機関の利用を禁止しています。JICA ニカラグア事務所が推奨する無線タクシーを利用してください（着任時に詳しく説明）。

・　都市間移動について

バスを利用することができます。ただし、午前 6 時から午後 7 時までに移動を

終えるようにし、任地を離れる場合、必ず１週間前までに JICA ニカラグア事務所に移動届を提出してください。

７．　医療事情について

（１）健康

健康に関しては、自己管理が基本です。当国では、呼吸器疾患や感染性胃腸炎（下痢疾患）等に加え、蚊を媒介とするデング熱やマラリア、チクングニア熱、ジカ熱などの風土病に罹患・重症化する可能性があります。特に、近年はデング熱の流行がみられ、出血性デング熱に罹患した場合には輸血を必要とすることもあります。常に防蚊対策を行うとともに、十分な睡眠と休養を確保し、免疫力を高めておく必要があります。マラリアについては、カリブ海沿岸の一部地域において発生が顕著です。当国ではマラリア予防薬の内服は必要ありませんが、常時防蚊対策を徹底してください。また、首都・地方を問わず、野良犬や飼犬が徘徊しており、犬に咬まれる事故が多発しています。徒歩による不要な外出を控える、周囲に常に気を配り、犬とのコンタクトを回避するなどの予防対策、万が一、咬まれた場合は事務所に直ちに報告するなどの対応を徹底ください。

（２）医療機関

概して医療機関の設備は十分ではなく、対応できる治療にも限界があります。首都には比較的設備の整った私立総合病院がありますが、重症の傷病が発生した場合には、近隣国または日本に緊急移送して治療を受けることもあります。

また、歯科治療に関しても、衛生的・経済的に安心して治療が受けられる歯科医院は多くはありません。セルフケアをしっかり行い、齲歯や智歯周囲炎をはじめとする歯科疾患は、赴任前までに必ず治療を済ませておいてください。

なお、受診費用はご自身の立替払いとなります。JICA 関係者には私立医療機関の利用を推奨しており、医療費が高額になる傾向があります（目安：1 回の風邪で 200 ドル前後）。

（３）携行することが望ましい医薬品および衛生用品

●発熱性疾患が多いため、体温計は必ず持参してください（予備の電池含む）。

●日本製の医薬品は当国では入手できません。常用している薬や使用頻度の高い医薬品は日本から持参することをお勧めします（例：解熱鎮痛剤、整腸剤、胃薬、アトピー性皮膚炎の薬など）。持病の治療薬などは薬の成分名を確認し、日本の主治医に英文診断書（処方箋）を発行してもらい、ご持参ください。

●乾季（11 月～4 月）は大気が乾燥し、風が強く砂埃がたち、目やのどの痛み、鼻炎等の症状を訴える方が増えます。当国では入手が困難な場合が多いため、必要な方はうがい薬や目薬等の持参をお勧めします。

●清涼感のある虫刺されクリーム（ムヒ、キンカンなど）は販売していないため、必要な方は持参することをお勧めします。

●湿布、整腸剤は当国では比較的高額です。特に湿布は温湿布が主流で、冷湿布は販売されていないことがほとんどです。日本と同様のものは入手できませんので、必要な方は持参してください。

●メガネは現地でも購入できますが、製品の種類は限られており、高額です。コンタ

クトレンズは購入が難しく入手に時間がかかる他、大変高額です。メガネ、コンタクト共に予備を含めて日本から持参することをおすすめします。また、コンタクトレンズのケア用品は日本に比べて値段は高めですが購入可能です。

（４）現地で調達できる医薬品および衛生用品

●アセトアミノフェンなどの一般的な医薬品は、薬局で購入できます。ただ、日本に比べて 1 錠あたりの成分量が多い傾向にあり、日本と同容量の物は手に入らない場合もあります。

●蚊取り線香や DEET 配合虫よけスプレーは現地で購入可能です。

●歯ブラシは、大人用はヘッドの大きいタイプが主流です。小さいタイプを使用する方は、持参してください。歯磨きペースト、歯間ブラシ、デンタルフロス、口内洗浄液（リステリンなど）は購入できます。

●生理用品は各種販売されています。布ナプキン、生理用ショーツはありません。

●ガーゼや綿棒、マスク、アルコール消毒液等も薬局やスーパーで購入できますが、マキロンのような傷の消毒薬はありません

（５）黄熱病予防接種証明書

黄熱病予防接種証明書（イエローカード）をお持ちの方は、持参してください。当国は流行国ではありませんが、黄熱病流行国からの入国や、黄熱病流行国へ旅行時は接種が義務付けられます。

ニカラグアでは保健省本省で黄熱ワクチン接種を実施しています。現在のところ接種費用は 30 ドルです。なお、当国の規定より 60 歳以上の方は接種を受けられません。

【補足説明】

ニカラグア政府は、WHO が指定する黄熱病活発国からの入国者に対し、黄熱病予防接種証明書（以下、証明書）の提示を求める措置について、改めて注意喚起しています。なお、2016 年 7 月 11 日より、証明書の有効期間は「接種 10 日後から生涯有効」となっていますので、既にお持ちの方は有効期間が経過した証明書であっても持参してください。

（６）予防接種

① B 型肝炎

赴任後 3 ヶ月～6 ヶ月程度の時期に、事務所の行事と合わせて 3 回目接種をアレンジする予定です。しかしながら、最近、中南米全体においてワクチンの供給が不安定になることがあるため、ワクチンが入手できない場合は 3 回目の接種を行わずに様子を見ることとなります。(訓練所で接種した 2 回のワクチンでも、2 年間の活動においては十分な免疫を獲得しているとされています)

② インフルエンザ

事務所で年 1 回、ワクチンの任意接種をアレンジしています。ワクチンの流通が不安定なため、接種希望者に各地域の地域診療所へ行っていただき接種していただくこともあります

③ 腸チフス

当国は、腸チフスの接種推奨国になっていますが、ワクチンの入手は流動的です。接種を希望される方は派遣前に本邦での接種を済ませてきてください。

（７）アナフィラキシー補助治療剤（自己注射薬）の持参について

ニカラグアに派遣される「養蜂」隊員は、蜂に接触する活動が含まれていますので、活動時は蜂に刺されないための対策を十分に講じて行動することが重要です。蜂に刺された場合には、アナフィラキシー補助治療剤（自己注射薬）の摂取がアレルギー発作を一時的に抑える手段として有効ですが、同治療剤は現地では購入できないため、事務所としては、万が一刺された場合に備えて日本で購入し、持参することが望ましいと考えています。ただし、同治療剤を購入する場合は、自己負担となります。

なお、アナフィラキシー補助治療剤は、本人が強く希望されない場合には、購入・持参の義務はありません。

蜂毒アレルギー及びアナフィラキシー補助治療剤の購入・持参について質問のある場合には、本資料の「問い合わせ先」までご連絡ください。

＜参考情報＞

アナフィラキシー補助治療剤エピペン®　https://www.epipen.jp/

蜂毒アレルギー　https://allergy72.jp/

８．　蚊帳について

ニカラグアはデング熱の流行地域のため、防蚊対策の一つとして蚊帳は有効です。当国でも市場や薬局などで入手可能です。

９．　任国での運転について

当国では隊員の運転を不可としています。二輪車の同乗も禁止しておりますので、ご注意ください。

１０．　お問合わせ

任国での活動に関する質問は、以下の JICA ニカラグア事務所代表アドレス宛にメールでお問い合せください。

※お問い合わせは、派遣前訓練が開始してから行ってください。

JICA ニカラグア事務所　代表アドレス：nc_oso_rep@jica.go.jp

１１．　その他

（１）衣料全般

一年を通じて日本の夏のような気候で、夏服で過ごせます。ただし、地方山間部（下記、気温の低い域）は合服も必要で、季節によっては首都でも朝晩冷え込む時期があります。また冷房対策として、カーディガンやパーカー、薄手のジャケットなど羽織れるものがあると便利です。強い日差しや蚊を避けるための帽子、長袖、サングラスを持参することをお勧めします。

衣料品は市場やショッピングセンターなどで購入可能です（米国製輸入品店、中南米諸国製輸入品等取扱店があります）。下着、靴、靴下、帽子についてもサイズや高品質のものは限定され、値段も日本より高価です。

＜気温の低い地域＞

カラソ県サンマルコス市（首都近郊の地方都市）（平均気温 20℃～30℃）

エステリ県･ヒノテガ県･マタガルパ県など（平均気温 18℃～28℃）

（２）食料品

JICA 海外協力隊が配属となる町には、市場（メルカド）の他にスーパーマーケットがあり、基本的な食料品が購入できますが、輸入品（加工食品・野菜等を含むほとんどの製品）、国産品を問わず、質、価格にはばらつきがあります。米国製食料品、中華・韓国食材、有機野菜、健康食品等も徐々に増えています。日本食品の種類は非常に少ないですが、スーパーや中華・韓国食料品店で入手できます（醤油、海苔、そうめん、わさび、ごま油等）。

（３）家電

日本よりも電圧が高いため、日本から持ち込んで製品を使用する場合は変圧器を使用するとより安全です。また停電が多く電圧が一定でないため、パソコン等の精密機器を使用する場合は、バッテリー付電圧安定装置を使用したほうがより安全です。当国でも入手可能です。

電　圧：110－120V、　周波数：60Hz
コンセントの形状：A タイプ（日本と同じため、アダプター不要）
モジュラージャックの形状：RJ－11（日本と同じため、アダプター不要）

（４）住居

住居の選定にあたっては、主に配属先が住居を準備し、JICA ニカラグア事務所が安全面を確認した上で決定します。

当国の隊員住居は、安全面・健康面・語学習得・異文化交流の観点から、一部屋間借りのホームステイを基本とします。コロナ禍においては、感染予防の観点から、基本アパートとしてきました（2023 年 3 月赴任まで）が、コロナの状況も落ち着いてきたことから、2023 年 4 月赴任以降は原則、全隊員ホームステイとしています。但し、配属先の準備状況や空き状況等によっては右の通りとはならない場合があります（ホームステイ先がなくアパートとなることもあります）。なお、この対応は今後変更となる場合もありますので、予めご了承ください。

契約書の締結は家主と隊員間で行います。住居費については配属先、または JICA が補填しますが、光熱水費、インターネット使用料、食費、保証金等※は隊員負担となります。アパート、ホームステイとも通常 1 年契約で、1 年毎に契約更新となります。
※アパート契約の場合、初回月家賃のほかに「保証金」として家賃 1 か月分相当を支払う必要があります。「保証金」は、退去時に家主から何も指摘がなければ全額返金されますが、修繕や清掃が必要な場合は、一部、もしくは全額が返金されない場合もあります。アパートの使用状況が著しく悪い場合は、「保証金」のほかに修繕費等を請求される場合もありますので、入居中の取扱いには十分ご注意ください。万が一、何かを壊してしまった場合やメンテナンスが必要な場合は、速やかに家主に連絡し、対応いただくようにしてください。また、契約期間を満了せずに途中解約した場合は、日本の賃貸契約と同様に「違約金」を請求されるのが一般的です。「保証金」や「違約金」を大家から請求された場合、これらを JICA が負担することはありませんので、予めご了承ください。

（５）入国時の留意事項

入国後の検疫チェックが念入りに行われる傾向にあります。免税対象の物品以外、課税される恐れがありますので、下記 URL 外務省安全情報を参考にお荷物をご準備くだ

さい。ご不明点は訓練時の在外オリエンテーションでご質問ください。

参考：http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbimmigration_254.html
https://www.ni.emb-japan.go.jp/itpr_ja/anzen20230724.html

以上